

# 栃木ポニーBC選手安全計画について

## 第1章 総則

### [目的]

第1条 この計画は、栃木ポニーリーグ活動時(以下計画では「栃木ポニー」と言う。)の震災時等については、必要な事項を定め人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

### [栃木ポニー選手安全計画の適用範囲]

第2条 この計画は、栃木ポニーに出入りする全ての者に適用するものとする。

### [指導者の権限と業務]

第3条 指導者は、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 栃木ポニー選手安全計画の作成及び変更
- (2) 施設等の自主点検の実施とその指導監督
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (4) 人員の把握と安全管理
- (5) その他震災時に必要な業務

## 第2章 震災対策

### [震災予防措置]

第4条 は、震災時の災害を予防するため、次の事項を行うこと。

- (1) 施設、グランド設備の点検
- (2) 携帯電話、ラジオ等情報メディアによる情報収集
- (3) 緊急地震速報等を傍受した場合、直ちに全員に周知すると共に、グランドの安全な場所へ避難し、負傷者がいないかどうか及び人員の把握を行う。

### [地震後の安全措置]

第5条 指導者は、人員の把握と安全を確認後、グランド設備等の点検を行い、その安全確認後、使用を開始すること。

[地震時の活動]

第6条 地震時の活動は、次の措置を行う。

- (1) 指導者は、被害の状況を全員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。  
また、関係機関(消防署、警察署、自治体等)からの情報を積極的に収集すること。
- (2) 選手を帰宅させる場合は、栃木ポニー連絡網を活用し父兄等に連絡する。
- (3) 帰宅の判断については、父兄と相談を基本とし各家庭に委ねる。  
※各家庭は、帰宅したことを監督及び代表へ連絡すること。

第7条 緊急救命措置については、AEDを常時携帯すること。

以上

2011年3月11日午後2時46分 マグニチュード9.0という巨大な地震が東北地方から関東地方を襲い甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。  
栃木ポニーとしても、この大災害を受け「子供達の安全を最優先」し、「安心して野球に打ち込める環境」を整備していきたいと思えます。

2011年12月20日 作成  
監督 遠藤